# ダイオキシン類の排出量の目録 (排出インベントリー)

平成17年11月

環境省

# ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)

#### 1.基本的考え方

ダイオキシン類の排出インベントリーについては、「ダイオキシン対策推進基本指針」(以下「基本指針」という。)及びダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(以下「削減計画」という。)」に基づき、毎年整備することとなっている。

#### 2.対象発生源の選択

これまで整備した排出インベントリーの発生源の考え方と同様、環境への排出が現に認められているものであって、排出量の推計が可能なものを対象発生源とした。なお、排出量が全体の量と比較して影響を及ぼさない程度に小さい産業系発生源については、詳細な集計は行わず、それら発生源からの排出量の合計は平成15年と同等の排出量と推計した。

# 3.推計年次及び排出量の表示方法

- (1) 排出インベントリーは、法に基づくダイオキシン類(PCDD、PCDF、コプラナーPCB)を対象に、平成9年から平成16年の各年の排出量について整備した。排出量は毒性等価係数として WHO-TEF(1998)を用いた値で表示した。なお、算出に用いる基礎データが更新された場合には、平成16年9月に推計した平成15年までの算出データとの基礎データの比較についても、掲載した。
- (2) 備考欄に推計の基となったデータの出所を推計年ごとに明示した。

## 4.排出量の推計結果

上記に基づきダイオキシン類の排出量の目録として取りまとめた結果については、表1のとおり。年々排出総量は減少し、平成16年は、平成15年から約10%減少し、341~363g-TEQとなっている。

## 5.削減目標の達成評価

ダイオキシン類の排出量の削減目標は、平成17年6月に変更した「削減計画」において、「平成22年において、平成15年の推計排出量に比して15%減の315~343g-TEQとする」と定めている。

これら削減目標量と平成16年の推計排出量とを比較すると、5年計画の1年目としては、削減目標に向けて順調に削減が進んでいるものと評価される。

#### 6 . 各発生源の排出量の推計方法

排出量の推計は平成9年から平成16年にかけて実施しているが、各発生源において データが不足する年次については、推計が可能な年の排出量と同一と見なした。 各発生源の排出量の推計方法について以下に示す。

# 表1 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)

장 AL NE			排	出 量((	g-TEQ/年)					備	į		考		$\neg$
発生源	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	H9 H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
1.大気への排出															
一般廃棄物焼却施設	5,000	1,550	1,350	1,019	812	370	71	64	(2) (2)	(2)	(5)	(9)	(13)	(17)	(21)
産業廃棄物焼却施設	1,500	1,100	690	555	533	265	74	69	(1) (2)	(2)	(5)	(9)	(13)	(17)	(21)
小型廃棄物焼却炉等	700 - 1,153	700 - 1,153	517 - 848	544 - 675	342 - 454	112 - 135	73 - 98	78 - 97	(14)	(14)	(14)	(14)	(14)	(18)	(24)
火葬場	2.1 - 4.6	2.2 - 4.8	2.2 - 4.9	2.2 - 4.8	2.2 - 4.9	2.3 - 5.1	2.3 - 5.1	2.3 - 5.1	(2) (2)	(7)	(11)	(15)	(19)	(22)	
製鋼用電気炉	228.5	139.9	141.5	131.1	95.3	94.8	80.3	64.0	(3) (3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
<b>鉄鋼業焼結工程</b>	135.0	113.8	101.3	69.8	65.0	51.1	35.7	30.4	(3) (3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
亜鉛回収施設	47.4	25.4	21.8	26.5	9.2	14.7	5.5	8.1	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
アルミニウム第二次精錬・精製施設 注7	21.3	19.4	13.6	12.8	15.0	14.4	14.9	10.2	(3) (3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程	3.8	3.8	3.8	3.8	2.2	1.6	1.9	2.6			(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程	5.3	5.3	5.3	5.3	2.2	0.2	0.46	0.09			(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程	0.036	0.036	0.036	0.036	0.044	0.014	0.014	0.014			(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削⟨ず乾燥工程	0.24	0.24	0.24	0.24	0.13	0.02	0.09	0.04			(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
製紙(KP回収ボイラー)	0.042	0.040	0.040	0.042	0.039	0.031	0.078	0.086	(12) (12)	` ′	(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
塩ビモノマー製造施設	0.20	0.20	0.20	0.19	0.29	0.29	0.30	0.21	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
カプロラクタム製造(塩化ニトロシル使用)施設 注6	0.00048	0.00049	0.00050	0.00050	0.00045	0.00041	0.00009	-	(12) (12)	+	` '	(12)	(16)	(20)	-
クロロベンゼン製造施設	0.0010	0.0011	0.0011	0.0012	0.0012	0	0	0	(12) (12)	` ′	(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
硫酸カリウム製造施設 注6	0.058	0.051	0.053	0.054	0.016	0	0	-	(12) (12)	` ′	` ′	(12)	(16)	(20)	-
アルミナ繊維製造施設	0.096	0.099	0.097	0.106	0.105	0.183	0.207	0.0095	(12) (12)	+	· ·		(16)	(20)	(23)
セメント製造施設	4.70	4.05	3.94	4.01	3.18	0.88 (2.85) 注5	1.11 (3.60) 注5	0.94 (3.68) 注5	(12) (12)	` ′	` ′	(12)	(16)	(20)	(23)
耐火物原料製造施設 注6	0.00129	0.00104	0.00101	0.00096	0.00080	0.00086	0.00101	-	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	-
耐火レンガ製造施設 注6	0.035	0.028	0.027	0.029	0.027	0.026	0.023	-	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	-
瓦製造施設	0.41	0.35	0.34	0.35	0.33	0.31	0.30	0.0057	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
板ガラス製造施設 注6	0.0048	0.0040	0.0042	0.0040	0.0035	0.0039	0.0045	-	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	-
ガラス繊維製造施設 注6	0.0053	0.0048	0.0048	0.0051	0.0050	0.0050	0.0055	-	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	-
電気ガラス製造施設 注6	0.055	0.052	0.056	0.061	0.048	0.047	0.039	-	(8) (8)	(8)	(8)	(16)	(16)	(20)	-
光学ガラス製造施設 注6	0.058	0.061	0.060	0.061	0.054	0.051	0.060	-	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	-
フリット(瓦釉薬原料)製造施設 注6	0.0049	0.0039	0.0037	0.0039	0.0036	0.0027	0.0031	-	(8) (8) (16) (16)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	-
フリット(琺瑯釉薬原料等)製造施設 注6	0.00070	0.00057	0.00056	0.00056	0.00056	0.00048	0.00046	-	` '   ` '	` ′	(16)	(16)	(16)	(20)	-
ガラス容器製造施設 注6 ガラス食器製造施設 注6	0.088 0.018	0.081 0.017	0.078 0.015	0.074 0.015	0.071 0.013	0.069 0.012	0.064 0.011	-	(12) (12)	1 '	l ` ′	' '	(16)	(20)	-
タイル製造施設 注6	0.018	0.017	0.0096	0.0097	0.003	0.0012	0.0011	-	(8) (8) (8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	$\vdash$
第4年	0.00130	0.00108	0.00096	0.00097	0.00095	0.00091	0.00083	-	(8) (8)	(8)	. ,	(12)	(16)		-
(解注 ) (報注	0.029	0.004	0.0022	0.0021	0.019	0.001	0.001	-	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20) (20)	
国磁器食器製造施設 注6	0.00063	0.00034	0.00050	0.0045	0.00041	0.0036	0.00032	-	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	H
対イン製造施設 注6	0.022	0.0076	0.0068	0.0064	0.0060	0.0058	0.0055	_	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	
石灰製造施設	1.01	0.95	0.95	1.01	0.94	0.93	0.99	1.09	(8) (8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
<b>・                                    </b>	0.60	0.93	0.95	0.52	0.49	0.36	0.99	0.49	(12)	+ ' '	` '	(12)	(16)	(20)	(23)
<b>銅一次製錬施設</b>	4.89	4.89	0.45	0.59	0.43	0.52	0.56	0.37	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	` '
到	0.055	0.055	0.038	0.189	0.230	0.058	0.010	0.010	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
五	0.334	0.334	0.131	0.121	0.076	0.111	0.102	0.158	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
金型 人名英加及   銅回収施設	0.053	0.053	0.048	0.038	0.013	0.088	0.102	0.100	(8)	(8)	(8)	, ,	(16)	(20)	` ′
到 图 4 5 7 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1.23	1.23	0.44	0.62	0.13	0.22	0.15	0.05	(8)		(12)	, ,	` ′		(23)
게 다 시시하고	1.23	1.23	U. <del>44</del>	0.02	0.13	U.ZZ	0.10	0.00	(0)	(0)	(12)	(12)	(10)	(20)	(23)

貴金属回収施設 注6	0.031	0.031	0.046	0.056	0.012	0.005	0.009	-		(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	-
伸銅品製造施設	3.16	3.16	1.16	1.28	1.30	1.30	1.37	1.46		(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	23)
銅電線・ケーブル製造施設	1.21	1.21	1.18	1.21	1.07	1.00	0.59	0.57		(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造施設	0.44	0.44	0.45	0.50	0.48	0.25	0.26	0.20		(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)	23)
自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	0.98	0.98	0.98	0.98	3.62	1.97	0.88	0.87				(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
自動車用部品製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	0.35	0.35	0.35	0.35	0.23	0.13	0.16	0.19				(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
火力発電所	1.63	1.55	1.64	1.71	1.61	1.86	1.96	1.99	(3)	(3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)	23)
たばこの煙	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	(1)	(1)	(1)	(6)	(10)	(14)	(18)	(24)
自動車排出ガス	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3					i	(14)	(18)	(21)
2.水への排出																
一般廃棄物焼却施設	0.044	0.044	0.035	0.035	0.019	0.008	0.004	0.002		(6)	(6)	(6)	(10)	(14)	(18)	(21)
産業廃棄物焼却施設	5.27	5.27	5.29	2.47	1.47	0.856	0.599	0.648		(6)	(6)	(6)	(10)	(14)	(18)	(21)
パルプ製造漂白施設	0.74	0.71	0.74	0.73	0.90	0.65	0.46	0.62	(4)	(4)	(4)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
塩ビモノマー製造施設	0.54	0.53	0.55	0.20	0.58	0.16	0.10	0.07	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
アルミニウム合金製造(アルミニウム圧延等)	0.338	0.066	0.091	0.054	0.075	0.024	0.026	0.011	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
アルミニウム合金製造(自動車・自動車部品製造)	0.0015	0.0015	0.0015	0.0015	0.0067	0.0003	0.003	0.0002				(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
カプロラクタム製造(塩化ニトロシル使用)施設	2.504	2.524	2.527	1.795	0.072	0.11	0.11	0.08	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
クロロベンゼン製造施設	0.0118	0.0114	0.0114	0.0120	0.0097	0.0051	0.0019	0.0048	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
硫酸カリウム製造施設	0.078	0.074	0.076	0.081	0.028	0	0	0	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
アセチレン製造(乾式法)施設	1.796	1.610	1.627	1.762	0.018	0.017	0.019	0.013	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)	(23)
アルミナ繊維製造施設	0.117	0.129	0.124	0.139	0.017	0.0021	0.0005	0.0006	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
ジオキサジンバイオレット製造施設	0.012	0.013	0.014	0.015	0.012	0.015	0.005	0.0019	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(20)	(23)
亜鉛回収施設	0.0036	0.0036	0.0036	0.0036	0.0036	0.0026	0.0066	0.0047				(12)	(12)	(16)	(20)	(23)
黄色系顔料中間体製造施設 注6	0.00073	0.00073	0.00073	0.00073	0.26518	0	0	-				(12)	(12)	(16)	(20)	-
4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設	0.00071	0.00071	0.00071	0.00071	0.00071	0.00071	0.00014	0.0000023					1	(16)	(20)	(23)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000003	0.000047					1	(16)	(20)	(23)
下水道終末処理施設	1.09	1.09	1.09	1.09	0.99	0.505	0.540	0.355				(6)	(10)	(14)	(18)	(21)
共同排水処理施設	0.126	0.126	0.126	0.126	0.107	0.208	0.203	0.214				(6)	(10)	(14)	(18)	(21)
最終処分場	0.093	0.093	0.093	0.056	0.027	0.021	0.020	0.018		(1)		(6)	(10)	(14)	(18)	21)
	7,680 - 8,135	3,695 - 4,151	2,874 - 3,208	2,394 - 2,527	1,899 - 2,013	941 - 967	372 - 400	341 - 363								
うち水への排出	12.8	12.3	12.4	8.7	4.4	2.6	2.1	2.0								

注)1: 排出量の単位:g-TEQ/年

- 2: 備考欄の矢印は、矢印の指し示す方向の推計年と同様の排出があったとみなしたことを示す。
- 3: 小型焼却炉は、事業所設置で焼却能力200kg/h未満のもの。
- 4: 備考欄の番号は次に示す事項と対応する。
- 5:()内の値は、産業廃棄物処理施設設置許可を有する施設分で外数。
- 6: POPs条約附属書Cにない発生源で、排出量が排出総量の計上にほとんど影響を及ぼさない程度に小さい発生源については、集計を行わないこととしたため、合計から除くこととした。
- 7: 平成15年分までは「アルミニウム合金製造施設」としていたが、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」において、アルミニウム関連の発生源の総称として、この 名称を使用することとしたため、平成16年より、「アルミニウム第二次精錬・精製施設」に名称を変更。集計内容に変更はない。
- (1): 平成12年6月環境庁推計
- (2): 平成12年6月厚生省推計
- (3): 平成12年6月通商産業省推計
- (4): 平成12年6月環境庁·通商産業省推計
- (5): 平成13年7月環境省推計

- (6): 平成13年12月環境省推計
- (7): 平成13年12月厚生労働省推計
- (8): 平成13年12月経済産業省推計
- (9): 平成14年7月環境省推計
- (10): 平成14年12月環境省推計
- (11): 平成14年12月厚生労働省推計
- (13): 平成15年8月環境省推計
- (14): 平成15年11月環境省推計
- (15): 平成15年11月厚生労働省推計 (20): 平成16年9月経済産業省推計
- (16): 平成15年11月経済産業省推計
- (12): 平成14年12月経済産業省推計 (17): 平成16年8月環境省推計
  - (18): 平成16年9月環境省推計
  - (19): 平成16年9月厚生労働省推計
- (21): 平成17年8月環境省推計
- (22): 平成17年8月厚生労働省推計
- (23): 平成17年8月経済産業省推計
- (24): 平成17年10月環境省推計

# ( ) 大気への排出

# 1)一般廃棄物焼却施設

焼却施設ごとの年間焼却量、排出ガス中のダイオキシン類(WHO-TEF(1998))濃度、排出ガス量原単位(実測値)をかけ合わせることにより、施設ごとに排出ガスからのダイオキシン類の排出量を計算し、合計することによりダイオキシン類の年間排出量を推計した。

事業者設置の施設については、後述の産業廃棄物焼却施設と同様の手法を用いている。

その結果、平成16年において調査対象であった一般廃棄物焼却施設(1,254施設)からのダイオキシン類の年間排出量を64g-TEQと推計した。

# 2)産業廃棄物焼却施設

焼却施設ごとの年間焼却量、排出ガス中のダイオキシン類(WHO-TEF(1998))濃度、排出ガス量原単位をかけ合わせることにより、施設ごとに排出ガスからのダイオキシン類(WHO-TEF(1998))の排出量を計算し、合計することによりダイオキシン類(WHO-TEF(1998))の年間排出量を推計している。

排出ガス量原単位は焼却する廃棄物の種類ごとに標準的な排出ガス量(乾き排出ガス量)を設定している。

その結果、平成 1 6 年において調査対象であった産業廃棄物焼却施設(2,362 施設)からのコプラナーPCB を含めたダイオキシン類(WHO-TEF(1998))の年間排出量を 69g-TEQ と推計した。

## 3)小型廃棄物焼却炉等

小型廃棄物焼却炉等とは、焼却能力が1時間あたり200kg未満の事業所に設置されている廃棄物焼却炉(以下「小型廃棄物焼却炉」という。)及びし尿処理施設及び下水道終末処理施設の汚泥焼却炉(以下「し尿処理施設汚泥焼却炉等」という。)を指し、小型廃棄物焼却炉等からの排出量は、焼却能力が50~200kg/時又は火床面積が0.5m²以上の法規制対象の小型廃棄物焼却炉と、同50kg未満の法規制対象外の小型廃棄物焼却炉及びし尿処理施設汚泥焼却炉等について、それぞれ排出量を推計することにより求めた。

その結果から、小型廃棄物焼却炉等からの平成16年のダイオキシン類の年間排出量を78~97g-TEQと推計した。

小型廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、平成10年度及び11年度に実施した排出実態調査、平成11年度に実施した小型廃棄物焼却炉の稼働状況に係るアンケート調査、現地踏査調査及び排出実態調査の結果、平成15年度に実施した未規制発生源調査並びに法に基づく施設設置の届出状況を基に推計を行った。

## (1) 法規制対象の小型廃棄物焼却炉及びし尿処理施設汚泥焼却炉等

法規制対象の小型焼却炉及びし尿処理施設汚泥焼却炉等については、施設設置者による測定結果や自治体による行政検査を基に施設ごとの年間排出量を算出し、推計を行った。

年間排出量(g-TEQ/年) = 排出ガス濃度実測値(ng-TEQ/ $m^3N$ )×日排出ガス量( $m^3N$ /日)×月使用日数(日/月)×年間稼動月数(月)× $10^{-9}$ 

排出ガス濃度実測値 Cs (ng-TEQ/m³N)は、以下により算出した。

 $Cs = Cn \cdot (21-0s) / (21-0n)$ 

Cn:排出ガス濃度の施設設置者による測定結果報告値(ng-TEQ/m³N)

On:標準酸素濃度(廃棄物焼却炉 12%)

Os:排出ガス中の酸素濃度(%)、20%を超える場合には、Os=20%とする。

このとき、推計対象期間中に廃止または新設された施設及び休止施設については、年間6ヶ月稼動とした。

排出ガス濃度、日排出ガス量、月使用日数等の値が不明な施設については、 これらの値が把握されている施設のデータを基に算出した平均年間排出量を 用いて推計を行った。

# 表 2 平均年間排出量

(a-TEQ/年)

	( )
施設規模	年間平均排出量
0.5m <sup>2</sup> 以上~50kg/h	0.0019
50 ~ 100kg/h	0.0037
100 ~ 200kg/h	0.0095
200kg/h以上(し尿処理施設汚泥焼却炉等)	0.0022

#### (2) 法規制対象外の小型廃棄物焼却炉

平成16年の法規制対象外の小型廃棄物焼却炉については、平成13年度に実施した排出実態調査、平成11年度に実施した小型廃棄物焼却炉の稼働状況に係るアンケート調査、現地踏査調査並びに平成15年度に実施した未規制発生源調査等に基づき推計した。施設数については、地方自治体で実施された法規制対象外の小型焼却炉に関する実態調査等に基づき推計した。(表3、4、5)

# 表3 稼働状況に係る原単位

施設規模	1日当たり平均稼働時間	年間平均稼働日数	年間焼却量
	(時/日)	(日/年)	(t/年)
0 ~ 50kg/h	1.4	115	4.2

# 表 4 全国の小型廃棄物焼却炉数

施設規模	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
0 ~ 50kg/h	130,000	110,000	40,000	44,000	48,400

法規制対象の火床面積 0.5m2以上の小型廃棄物焼却炉を除く。

# 表 5 排出量に係る原単位

施設規模	1時間あたりダイオキシン類排出量	焼却量あたりダイオキシン類排出量		
加設稅保 	(µg-TEQ/時)	(μg-TEQ/kg)		
0 ~ 50kg/h	5.0	0.289		

## 4)火葬場

平成9年度及び平成10年度の厚生科学研究において、全国の火葬場延べ27施設(平成9年度10施設、平成10年度17施設)で排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定が行われた。

平成 1 0 年度の本研究で得られた遺体 1 体当たりのダイオキシン類排出量 (算術平均値 4,800ng-TEQ/人、幾何平均値 2,200ng-TEQ/人)に、平成 9 年度に おける火葬件数の実績 (967,061 体)を乗じることにより、平成 9 年のダイオキシン類の年間排出量を  $2.1 \sim 4.6g$ -TEQ と推計した。

同様に平成10年度から平成15年度の各年度においても、火葬実績(平成10年度:1,015,057体、平成11年度:1,017,917体、平成12年度:999,255体、平成13年度:1,028,615体、平成14年度:1,068,809体、平成15年度:1,064,634体)を乗じることにより、年間排出量を2.2~4.8g-TEQ(平成10年)、2.2~4.9g-TEQ(平成11年)、2.2~4.8g-TEQ(平成12年)2.2~4.9g-TEQ(平成13年)、2.3~5.1g-TEQ(平成14年)、2.3~5.1g-TEQ(平成15年)と推計した。

なお、平成16年度については、平成15年度と同じ火葬実績があったものとしてダイオキシン類の年間排出量の推計を行った。

#### 5)製鋼用電気炉

平成 1 6 年の全国 91 施設についての施設設置者による測定結果 95 データ  $(0.0000038 \sim 4.2 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N})$ 、及び全国 8 施設についての自治体検査測定結果 8 データ  $(0.002 \sim 1.5 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N})$ 、合わせて、全国 91 施設についての測定結果 103 データ  $(0.0000038 \sim 4.2 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N})$  を用いて算出した 91 施設からの年間排出量を、91 施設での年間電炉鋼生産量で割ることにより、電炉鋼生産 1 t

当たりの排出量原単位は2,095.9ng-TEQ/t となる。

これに平成 1 6 年の全国電炉鋼生産量 29,561 千 t を乗じると、年間排出量は 62.0g-TEQ となる。

さらに、32 施設についての建屋ガスの施設設置者による測定結果 21 データ  $(0.0001 \sim 0.11 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N})$  を用いて算出した建屋ガスの年間排出量 2.0 g-TEQ を加え、平成 1 6 年の年間総排出量 64.0 g-TEQ を推計した。

なお、建屋ガスも含めた年間総排出量を平成16年の全国電炉鋼生産量で割ると、電炉鋼生産1t当たりの排出量原単位は1,575.7ng-TEQ/tとなる。

# 6) 鉄鋼業焼結工程

平成 1 6 年の全国 23 施設についての施設設置者による測定結果 26 データ(酸素濃度 15%換算値で、 $0.0000075 \sim 0.47 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N}$ )、及び全国 2 施設についての自治体検査測定結果 2 データ(同、 $0.2 \sim 0.22 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N}$ )、合わせて、全国 25 施設についての測定結果 28 データ(同、 $0.0000075 \sim 0.47 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N}$ )の酸素濃度 15%換算前の値を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 30.4g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成 1 6 年の焼結鉱生産量 106,195,820t で割ることにより、焼結鉱生産 1 t 当たりの排出量原単位は 286.3ng-TEQ/t となる。

# 7) 亜鉛回収施設

平成 1 6 年の全国 16 施設についての施設設置者による測定結果 18 データ (0~8.9ng-TEQ/m³N) 及び全国 2 施設についての自治体検査測定結果 2 データ (0.0066~26.0ng-TEQ/m³N) を合わせて、全国 16 施設についての測定結果 20 データ (0~26.0ng-TEQ/m³N) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 8.1g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の電炉ダスト処理量518,579tで割ることにより、電炉ダスト処理量1t当たりの排出量原単位は15,557.1ng-TEQ/tとなる。

# 8)アルミニウム第二次精錬・精製施設

平成 1 6 年の全国 242 施設についての施設設置者による測定結果 232 データ (0~4.5ng-TEQ/m³N)を用いて算出した、施設ごとの年間排出量等から、平成 1 6 年の工程ごとの年間総排出量(乾燥炉 0.18g-TEQ、焙焼炉 0.14g-TEQ、溶解工程溶解炉 9.75g-TEQ、精製工程溶解炉 0.08g-TEQ)を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 10.2g-TEQ を推計した。

# 9)アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程

平成 1 6 年の全国 95 施設についての施設設置者による測定結果 95 データ  $(0~4.8\text{ng-TEQ/m}^3\text{N})$  及び全国 10 施設についての自治体検査測定結果 10 データ  $(0.000016~2.6\text{ng-TEQ/m}^3\text{N})$  を合わせて、全国 95 施設についての測定結果 105 データ  $(0~4.8\text{ng-TEQ/m}^3\text{N})$  を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、こ

れを合計して、平成16年の年間総排出量2.6g-TEQを推計した。 なお、年間総排出量を平成16年の年間生産量2,609,402tで割ることにより、 生産量1t当たりの排出量原単位は996.4ng-TEQ/tとなる。

- 10) 自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程 平成 1 6 年の全国 12 施設についての施設設置者による測定結果 12 データ (0.00011~0.48ng-TEQ/m³N) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを 合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.09g-TEQ を推計した。
- 11) アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程 平成 1 6 年の全国 6 施設についての施設設置者による者測定結果 6 データ (0.000017~0.18ng-TEQ/m³N)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これ を合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.014g-TEQ を推計した。
- 12) 自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削くず乾燥工程 平成 1 6 年の全国 15 施設についての施設設置者による測定結果 15 データ (0.000003~0.77ng-TEQ/m³N) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを 合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.04g-TEQ を推計した。

# 13) 製紙(KP回収ボイラー)

10 施設についての平成 1 2 年の施設設置者による測定結果 10 データ (0~0.0016ng-TEQ/m³N)、5 施設についての平成 1 3 年の施設設置者による測定結果 5 データ (0.000008~0.00466ng-TEQ/m³N)、1 施設についての平成 1 4 年の施設設置者による測定結果 1 データ (0ng-TEQ/m³N)、11 施設についての平成 1 5 年の施設設置者による測定結果 3 データ (0~0.00455ng-TEQ/m³N)及び国による測定結果 8 データ (0~0.014ng-TEQ/m³N)、1 施設についての平成 1 6 年の施設設置者による測定結果 1 データ (0ng-TEQ/m³N)を合わせて、全国 15 施設についての測定結果 28 データ (0~0.014ng-TEQ/m³N)を用いて算出した 15 施設からの年間排出量を、15 施設での年間黒液処理量で割ることにより、黒液処理1 1 当たりの排出量原単位は 5.95ng-TEQ/t となる。

これに平成 1 6 年の全国年間黒液処理量 14,504,857t を乗じて、年間総排出量 0.086g-TEQ を推計した。

## 14)塩ビモノマー製造施設

平成16年の廃液焼却排出ガスについての施設設置者による測定結果(全国5施設、0.012~1.5ng-TEQ/m³N)を用いて算出した5施設からの年間排出量を、5施設での年間製品生産量で割ることにより、製品生産1t当たりの排出量原単位は、廃液焼却排ガスで67.5ng-TEQ/tとなる。

これに平成 1 6 年の全国年間製品生産量 2,738,405t を乗じて、年間総排出量 0.18g-TEQ を推計した。

また、廃ガス焼却排ガスについての施設設置者による測定結果(全国 2 施設、 $0.0016 \sim 0.0018$ ng-TEQ/m³N)、その他排ガスについての施設設置者による測定結果(全国 1 施設、0.082ng-TEQ/m³N)を用いて算出した各排ガス種類ごとの年間排出量を、年間製品生産量で割ることにより、製品生産 1 t 当たりの排出量原単位は、廃ガス焼却排ガスで 2.3ng-TEQ/t、その他排ガスで 22.1ng-TEQ/t となる。

これに、平成16年の排ガス種類ごとの年間製品生産量の合計値(廃ガス焼却排ガス2,489,409t、その他排ガス777,235t)を乗じて、排ガス種類ごとの平成16年の年間総排出量(廃ガス焼却排ガス0.01g-TEQ、その他排ガス0.02g-TEQ)を推計した。

さらに、排ガス種類ごとの平成16年の年間総排出量を合計して、平成16年の年間総排出量0.21g-TEQを推計した。

## 15)クロロベンゼン製造施設

平成 1 5 年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成 1 5 年の 1 施設についての施設設置者による測定結果 1 データ(0.0083ng-TEQ/m³N)を用いて当該施設の平成 1 6 年製品生産量で割ることにより製品生産 1t 当たりの排出量原単位は 0.32ng - TEQ/t となる。これに平成 1 6 年製品生産量 50,887t を乗じて、年間総排出量 0.0000g-TEQ を推計した。

# 16)アルミナ繊維製造施設

平成 1 6 年の 2 施設についての施設設置者による測定結果 3 データ(0.0041 ~ 0.66ng-TEQ/m³N) を用いて算出した 2 施設からの年間排出量を、測定施設の年間製品生産量で割ることにより、製品生産 1 t 当たりの排出量原単位は、5754.4 ng-TEQ/t となる。

これに全国4施設の平成16年製品生産量1,646tを乗じて、年間総排出量0.0095g-TEQを推計した。

# 17) セメント製造施設

平成 1 6 年の 56 施設についての施設設置者による測定結果 55 データ (0~0.15ng-TEQ/m³N) を用いて算出した 56 施設からの年間排出量を、56 施設での年間クリンカ生産量で割ることにより、クリンカ生産 1 t 当たりの排出量原単位は 70.5ng-TEQ/t となる。

これに平成 1 6 年の全国クリンカ生産量 65,490,486t を乗じて、年間総排出量 4.62g-TEQ を推計した。

## 18) 瓦製造施設

平成16年1月以降、PCP 含有釉薬の使用を中止し、塩素化合物を含まない釉薬に転換した。PCP を含有していない釉薬瓦焼成炉からの排出濃度の実測データが存在しないため、平成12年の瓦生産1枚当たりの排出量原単位0.36ng-TEQ/枚、PCP 含有釉薬瓦焼成炉の排出濃度及び製造工程で釉薬を使用しないいぶし瓦

の排出濃度を参考に平成16年の瓦生産1枚当たりの排出量原単位0.0055ng-TEQ/枚を推計した。これに平成16年の全国製品生産推計量1,028,546,730枚を乗じることにより、平成16年の年間排出量0.0057g-TEQを推計した。

## 19) 石灰製造施設

平成12年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成12年の製品生産1t当たりの排出量原単位124.6ng-TEQ/tに平成16年の全国製品生産量8,764,799tを乗じることにより、平成16年の年間総排出量1.09g-TEQを推計した。

# 20) 鋳鍛鋼製造施設

平成 1 6 年の5施設についての施設設置者による測定結果 6 データ (0.000052  $\sim 0.55$ ng-TEQ/m³N)を用いて算出した5施設からの年間排出量を、5施設での年間 鋼屑装入量で割ることにより、鋼屑装入量1 t 当たりの排出量原単位は353.7ng-TEQ/tとなる。

これに平成16年の全国年間鋼屑装入量1,397,318t を乗じて、平成16年の年間総排出量0.49g-TEQを推計した。

## 21)銅一次製錬施設

平成 1 6 年の全国 11 施設についての施設設置者による測定結果 11 データ (0  $\sim 0.04203$ ng-TEQ/m³N)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.37g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の1,265,565t で割ることにより、1t当たりの排出量原単位は295.6ng-TEQ/tとなる。

## 22)鉛一次製錬施設

平成 1 6 年の全国 2 施設についての施設設置者による測定結果 2 データ  $(0.00831 \sim 0.00999 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N})$  を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.010 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の原料装入量116,127tで割ることにより、 原料装入量1t当たりの排出量原単位は88.5ng-TEQ/tとなる。

## 23) 亜鉛一次製錬施設

平成 1 6 年の全国 10 施設についての施設設置者による測定結果 10 データ  $(0.000003 \sim 0.30019$ ng-TEQ/m³N)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.158g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成 1 6 年の 709,859t で割ることにより、1 t 当たりの排出量原単位は 222.6ng-TEQ/t となる。

#### 24)銅回収施設

平成16年は、銅回収施設(1施設)が休止していたため、年間総排出量を0g-TEQとした。

#### 25)鉛回収施設

平成 1 6 年の全国 3 施設についての施設設置者による測定結果 3 データ  $(0.00505 \sim 0.2299$ ng-TEQ/m³N)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.05g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の原料装入量93,404tで割ることにより、 原料装入量1t当たりの排出量原単位は532.8ng-TEQ/tとなる。

# 26)伸銅品製造施設

平成11年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成11年の生産量1t当たりの排出量原単位(シャフト炉397.6ng-TEQ/t、銅系電気炉2824.7ng-TEQ/t、黄銅系電気炉904.1ng-TEQ/t)に平成16年の炉種類別の年間生産量(シャフト炉191,812t、銅系電気炉318,576t、黄銅系電気炉534,528t)を乗じて、炉種類ごとの年間総排出量(シャフト炉0.08g-TEQ、銅系電気炉0.90g-TEQ、黄銅系電気炉0.48g-TEQ)を算出し、これを合計して、平成16年の年間総排出量1.46g-TEQを推計した。

# 27)銅電線・ケーブル製造施設

シャフト炉については、平成 1 5 年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成 1 5 年の施設設置者による測定結果 5 データ(5 施設)及び平成 1 1 年の施設設置者による測定結果 1 データ (1 施設)、合わせて 6 施設についての測定結果 6 データ(0.11~2.4ng-TEQ/m³N)を用いて算出した 6 施設からの年間排出量を、年間生産量で割ることにより、生産量 1 t 当たりの排出量原単位は 862.7ng-TEQ/t となる。これに、平成 1 6 年のシャフト炉の年間生産量656,538t を乗じて、シャフト炉からの年間総排出量 0.57g-TEQ を算出した。

また、反射炉についての平成 1 6 年の施設設置者による測定結果 1 データ (0.094ng-TEQ/m³N)を用いて算出した 1 施設からの年間排出量を、年間生産量で割ることにより、生産量 1 t 当たりの排出量原単位は 304.3ng-TEQ/t となる。これに、平成 1 6 年の反射炉の年間生産量 21,468t を乗じて、反射炉からの年間総排出量 0.01g-TEQ を算出した。

さらに、DIP 炉については、平成 1 1 年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成 1 1 年の施設設置者による測定結果 1 データ(5 施設)  $(0.0021 \text{ng-TEQ/m}^3\text{N})$  を用いて算出した 1 施設からの年間排出量を、年間生産量で割ることにより、生産量 1 t 当たりの排出量原単位は 0.54 ng-TEQ/t となる。これに、平成 1 6 年の DIP 炉の年間生産量 735,877t を乗じて、DIP 炉からの年間総排出量 0.00 g-TEQ を算出した。

これら炉種類ごとの年間総排出量を合計して、平成16年の年間総排出量0.57g-TEQを推計した。

# 28) アルミニウム鋳物・ダイカスト製造施設

平成 1 6年の反射炉 17 施設についての施設設置者による測定結果 17 データ  $(0.00017 \sim 0.76 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N})$  を用いて算出した反射炉 17 施設からの年間排出量を、反射炉 17 施設での年間製品生産量で割ることにより、反射炉についての生産量 1 t 当たりの排出量原単位は 131.0 ng-TEQ/t となる。

一方、るつぼ炉については、平成 1 2 年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成 1 2 年の生産量 1 t 当たりの排出量原単位 306.6ng-TEQ /t は変わらない。

これらに平成 1 6 年の炉種類別の年間生産量(反射炉 1,114,847t、るつぼ炉 178,431t)を乗じて、炉種類ごとの年間総排出量(反射炉 0.15g-TEQ、るつぼ炉 0.05g-TEQ)を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.20g-TEQ を推計した。

# 29)自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設

平成 1 6 年の全国 42 施設についての施設設置者による測定結果 41 データ (0~2.8ng-TEQ/m³N) を用いて算出した 43 施設からの年間排出量を、43 施設での年間生産量で割ることにより、生産 1 t 当たりの排出量原単位は 1,461.8ng-TEQ/t となる。

これに平成16年の全国生産量594,025tを乗じて、年間総排出量0.87g-TEQを推計した。

# 30)自動車用部品製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設

平成 1 6 年の全国 37 施設についての施設設置者による測定結果 34 データ (0 ~ 1.4ng-TEQ/m³N) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.19g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の年間生産量354,934tで割ることにより、 生産量1t当たりの排出量原単位は526.3ng-TEQ/tとなる。

#### 31)火力発電所

平成 1 1年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成 9 ~ 1 1年の発電電力量 1kWh 当たりの排出量原単位(石炭 0.00706ng-TEQ/kWh、重原油 0.00674ng-TEQ/kWh、LNG 0.00076ng-TEQ/kWh)に平成 1 6年度の燃料種類別の年間発電電力量(石炭 1,933.18 億 kWh、重原油 650.32 億 kWh、LNG 2,489.87 億 kWh)を乗じて、燃料種類ごとの年間総排出量(石炭 1.365g-TEQ、重原油 0.438g-TEQ、LNG 0.189g-TEQ)を算出し、これを合計して、平成 1 6年の年間総排出量 1.99g-TEQ を推計した。

# 32) たばこの煙

日本における平成9年度から平成16年度までのたばこの年間消費量は、表

6のとおりである。

表6 たばこの消費量

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
たばこの	3,280	3,366	3,322	3,245	3,193	3,126	2,994	2,926
年間消費量	0,200	0,000	0,022	0,210	0,100	0,120	2,001	2,020

(単位:億本/年)

(単位:g-TEQ/年)

(単位:g-TEQ/年)

たばこのダイオキシン類含有量については Matsueda らの報告がある 1)。 Matsueda らは 1992 年に市販されている各国の紙巻きたばこについてダイオキシン類の含有量を調査しているが、日本銘柄のたばこのダイオキシン類含有量を用い、たばこの灰化する部分の重さを 0.6g/本と仮定、また、たばこの燃焼により新たなダイオキシン類の生成や異性体プロフィールの変化が起こらず全てのダイオキシン類が喫煙によりたばこから環境中に放出されると仮定した場合、0.293pg-TEQ/本という排出原単位が求められる。これらに当該年のたばこ消費量を乗じることによって、排出量を表 7 のとおり推計した。

表 7 Matsueda らの報告による推計

	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
ダイオキシン類	0.0961	0.0986	0.0973	0.0951	0.0936	0.0916	0.0877	0.0857

また、たばこの煙からの PCDD + PCDF の排出については、Bump らにより  $33 \sim 67 pg/g$  という値が報告されている。Bump らの報告  $^2$ においてはコプラナーPCB の排出量について言及されていないが、WHO-TEF(1998)を用いて PCDD + PCDF の排出量を毒性等価換算するとともに、たばこの灰化する部分の重さを 0.6g/本と仮定すると、 $0.295 \sim 0.537 pg$ -TEQ/本となる。これに Matsueda らの求めた WHO-TEF(1998)によるコプラナーPCB の排出原単位である 0.040 pg-TEQ/本を足すことにより、ダイオキシン類で  $0.335 \sim 0.577 pg$ -TEQ/本という排出原単位が推計できる。これらにそれぞれの年の年間消費量を乗じることによって、排出量を表8のとおり推計した。

表 8 Bumpらの報告による推計

	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
ダイオキシン類	0.110-	0.113-	0.111-	0.109-	0.107-	0.105-	0.100-	0.098-
	0.189	0.194	0.192	0.187	0.184	0.180	0.173	0.169

これらの 2 つの推計方法の結果より、平成 1 6 年のたばこからのダイオキシン類の排出量を  $0.1 \sim 0.2$ g-TEQ と推計した。

なお、活動量 (たばこ消費量)に関するデータの信頼性は高いが、排出量原 単位推計における仮定の要素が大きいため、排出量全体としての信頼性はかな

## り低いと考えられる。

- 注1) Matsueda et al.: Concentration of PCDDs, PCDFs and Coplanar PCBs in Cigare-ttes From Various Countries, ORGANOHALOGEN COMPOUNDS Vol.20,(1994)
- 注2) R. R. Bump, et al.: Trace chemistries of fire: a source of chlorinated diox-ins. Science 210(4468)385-390 (1980)

# 33)自動車排出ガス

環境省、(社)日本自動車工業会及び石油基盤技術研究所がそれぞれ試行的に自動車排出ガス中のダイオキシン類の濃度をシャシダイナモメータシステム等を用いて測定した結果を燃料消費量当たりの排出量に換算すると、ディーゼル車については平均値  $32pg-TEQ/I(1.2\sim170~pg-TEQ/I)$ 、ガソリン車については平均値  $2.9pg-TEQ/I(0.34\sim16pg-TEQ/I)$ となる(表 9)。この数値が国内の自動車を代表するものと仮定し、平成 1 6 年の我が国の自動車燃料消費量(軽油: 34,432,946kI、ガソリン:62,886,428kI)  $^{注)}$  を乗じると、ダイオキシン類の年間排出量はディーゼル車 1.1g-TEQ、ガソリン車 0.19~g-TEQ、自動車合計で 1.3g-TEQ となる。

なお、計 16 台の実測データを基に試算しているが、測定例が依然として少ないこと、測定法が確立していないこと等から、年間排出量の推計における仮定の要素が大きく、排出量推計の信頼性はかなり低いと考えられる。

注)平成16年自動車輸送統計月報より。ただし、10~12月は推計。

車	種	测宁冬件	tt山迪庇.sa TEO/m3	
半	俚	測定条件	排出濃度:ng-TEQ/m³	燃料あたり排出量:pg-TEQ/1
		13モード <sup>1)</sup>	0.00341	99.63
	L	80 k m定速	0.00015	4.99
	トラ	40%回転·負荷 <sup>2)</sup>	0.00208	103.36
	ツ	13モード	0.00012	8.65
	ク	³)13モード	0.00011	3.48
		80 k m定速	0.00004	1.20
デ		40%回転•負荷	0.00006	1.70
1		80 k m定速	0.00041	4.28
		80 k m定速	0.00042	4.63
ゼ		80 k m定速	0.00020	2.21
ル	乗	80 k m定速	0.00006	1.47
	用車	10・15モード <sup>4)</sup>	0.00017	3.70
		80 k m定速	0.0100	121.0
		10・15モード	0.0145	173.5
		80 k m定速	0.00069	6.39
		80 k m定速	0.00032	3.6
		10・15モード	0.00057	6.655
	トラ	80 k m定速	0.00025	0.99
	ック	実走行モード5)	0.00004	0.42
		80 k m定速	0.00166	16.42
ガ		10・15モード	0.00044	4.50
ソ	乗	80 k m定速	0.00007	0.69
IJ	用	10・15モード	0.00013	1.25
ン	車	80 k m定速	0.00035	3.6
	7	10・15モード	0.00003	0.34
		80 k m定速	0.00008	0.77
		10·15モード	0.00004	0.36

#### (主要諸元等)

- ・ディーゼルトラックはすべて直噴式の平成6年排出ガス規制適合車。 は2t積クラスで他は10t積クラス。
- ・ディーゼル乗用車は が直噴式、 が副室式の平成 10 年排出ガス規制適合車で、 が副室式の平成 9 年排出ガス規制適合車。
- ・ガソリントラックは平成10年排出ガス規制適合車。
- ・ガソリン乗用車は が平成 12 年排出ガス規制適合車。他は昭和 53 年排出ガス規制適合車。
- ・トラックは半積載、乗用車は110kg積載の条件で測定。
- ・ は環境省が、 は(社)日本自動車工業会が、 は石油基盤技術研究所がそれ ぞれ測定したデータ。

#### (注)

- 1)「13 モード」とは、大型車用の法定の排出ガスの測定方法であるディーゼル自動車用 13 モードと同様の運転条件のこと。
- 2)「40%回転・負荷」とは、エンジンの最高出力時の回転数の 40%の回転数で、その負荷を全負荷の 40%にして運転している状態のこと。
- 3) の測定データのみ車両ではなく、エンジン単体を用いた試験により得られたもの。なお、80km 定速の測定条件は80km で定速走行時のエンジン状態を再現して実施したもの。
- 4)「10・15 モード」とは、乗用車用の法定の排出ガスの測定方法である 10・15 モードと同様の運転条件のこと。
- 5)「実走行モード」とは、平均車速 26.1km/h の実走行モードのこと。

# ( ) 水への排出

#### 1)一般廃棄物焼却施設

法の対象となる廃棄物焼却炉のうち、一般廃棄物の処理に用いられているものから発生するガスの処理施設(廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設)及び当該廃棄物焼却炉から生じた灰の貯留施設(汚水等を排出するもの)を対象とした。

当該年度において公共用水域に排水を排出している一般廃棄物焼却施設を有する事業場(108 事業場)について、廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設を有する事業場(59 事業場)と灰貯留施設のみを有する事業場(49 事業場)についてそれぞれ推計を行った。なお、事業場数には、休止事業場の数を含まない。

これらの事業場は法に基づき、毎年1回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量(g-TEQ/年)

= 排水濃度実測値(pg-TEQ/I) × 10<sup>3</sup> × 日排水量(t/日) × 月使用日数(日/月) × 年間稼働月数(月) × 10<sup>-12</sup>

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。

この結果より、廃ガス洗浄施設または湿式集じん施設を有する事業場からの排出量(0.0013g-TEQ)と、灰貯留施設のみを有する事業場からの排出量(0.00047g-TEQ)を合計して、一般廃棄物焼却施設からの平成16年の年間排出量を0.002g-TEQと推計した。

#### 2)産業廃棄物焼却施設

法の対象となる廃棄物焼却炉のうち、主に産業廃棄物の処理に用いられている ものから発生するガスの処理施設(廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設)及び当該 廃棄物焼却炉から生じた灰の貯留施設(汚水等を排出するもの)を対象とした。

当該年度において公共用水域に排水を排出している産業廃棄物焼却施設を有する事業場(252 事業場)について、廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設を有する事業場(238 事業場)と灰貯留施設のみを有する事業場(14 事業場)についてそれぞれ推計を行った。

これらの事業場は法に基づき、毎年 1 回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量(g-TEQ/年)

# = 排水濃度実測値 (pg-TEQ/I) × 10<sup>3</sup> × 日排水量 (t/日) × 月使用日数 (日/月) × 年間稼働月数 (月) × 10<sup>-12</sup>

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されているのデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。

この結果より、廃ガス洗浄施設または湿式集じん施設を有する事業場からの排出量(0.647g-TEQ)と、灰貯留施設のみを有する事業場からの排出量(0.00086g-TEQ)を合計して産業廃棄物焼却施設からの排出量とした。以上を合計して、産業廃棄物焼却施設からの平成16年の年間排出量を、0.648g-TEQと推計した。

# 3)パルプ製造漂白施設

平成 1 6年の全国 34 事業所についての施設設置者による測定結果 41 データ (0.0011~5.0pg-TEQ/L)及び自治体測定結果 11 データ (0.0013~5.5pg-TEQ/L)を用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6年の年間総排出量 0.62g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の年間晒クラフトパルプ生産量 8,560,567t で割ることにより、晒クラフトパルプ生産 1t 当たりの排出量原単位は 72.3ng-TEQ/t となる。

## 4)塩ビモノマー製造施設

平成 1 6 年の 7 事業所についての施設設置者による測定結果 10 データ  $(0.0091 \sim 6.4 pg-TEQ/L)$  を用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して平成 1 6 年の年間総排出量 0.07g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の年間総生産量2,980,100tで割ることにより、生産1t当たりの排出量原単位を25.0ng-TEQ/tとなる。

# 5) アルミニウム合金製造(アルミニウム圧延等)

平成 1 6 年の全国 17 事業所についての施設設置者による測定結果 21 データ (0.001~3.1pg-TEQ/L)を用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.011g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を平成16年の年間溶解量 2,231,275t で割ることにより、溶解量1t当たりの排出量原単位は4.9ng-TEQ/t となる。

# 6)アルミニウム合金製造(自動車・自動車部品製造)

平成 1 6 年の全国 4 事業所についての施設設置者による測定結果 5 データ  $(0.00039 \sim 0.18pg-TEQ/L)$  を用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.0002g-TEQ を推計した。

## 7)カプロラクタム製造(塩化ニトロシル使用)施設

平成 1 6 年の全国 2 事業所についての施設設置者による測定結果 7 データ  $(0.17 \sim 5.5 \text{pg-TEQ/L})$  及び自治体測定結果 2 データ  $(0.13 \sim 9.7 \text{pg-TEQ/L})$  を 用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.08 g-TEQ を推計した。

なお、平成16年の年間総排出量を平成16年の年間製品生産量116,624tで割ることにより、製品生産1t当たりの排出量原単位は648.3ng-TEQ/tとなる。

## 8)クロロベンゼン製造施設

平成 1 6 年の全国 2 事業所についての施設設置者による測定結果 2 データ (0.22~130pg-TEQ/L)を用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間総排出量 0.0048g-TEQ を推計した。

なお、平成16年の年間総排出量を平成16年の年間製品生産量50,887tで割ることにより、製品生産1t当たりの排出量原単位は93.7ng-TEQ/tとなる。

# 9)硫酸カリウム製造施設

平成16年は、硫酸カリウムを製造している施設が存在しないため、年間総排出量を0g-TEQとした。

# 10)アセチレン製造(乾式法)施設

平成 1 6 年の全国 3 事業所についての施設設置者による測定結果 7 データ (0.013~0.98pg-TEQ/L) 及び自治体測定結果 5 データ(0.046~0.86pg-TEQ/L) を用いて事業者ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、平成 1 6 年の年間 総排出量 0.013g-TEQ を推計した。

なお、平成16年の年間総排出量を平成16年の年間製品生産量38,072tで割ることにより、製品生産1tあたりの排出量原単位は357.8ng-TEQ/tとなる。

#### 11)アルミナ繊維製造施設

平成 1 6 年の全国 4 事業所についての施設設置者による測定結果 8 データ (0.25~7.9pg-TEQ/L) 及び自治体測定結果 3 データ (0.18~0.86pg-TEQ/L) を用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して平成 1 6 年の年間総排出量 0.0006g-TEQ を推計した。

なお、平成16年の年間総排出量を平成16年の年間製品生産量1,638tで割ることにより、製品生産1t当たりの排出量原単位は352.7ng-TEQ/tとなる。

# 12) ジオキサジンバイオレット製造施設

平成 1 6 年の全国 1 事業所についての施設設置者による測定結果 1 データ (0.043pg-TEQ/L)を用いて、平成 1 6 年の年間総排出量 0.0019g-TEQ を推計した。

なお、平成16年の年間総排出量を平成16年の年間製品生産量 712t で割ることにより、製品生産1t当たりの排出量原単位は2.698ng-TEQ/tとなる。

## 13) 亜鉛回収施設

平成 1 6 年の全国 3 事業所についての施設設置者による測定結果 3 データ  $(0.00063 \sim 2.6 pg-TEQ/L)$  を用いて、事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して平成 1 6 年の年間総排出量 0.0047g-TEQ を推計した。

なお、平成16年の年間総排出量を3事業所の電炉ダスト処理量220,163tで割ることにより、電炉ダスト処理量1t当たりの排出量原単位は21.5ng-TEQ/tとなる。

# 14) 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設

平成16年度の全国1事業所についての測定結果1データ(0.0047pg-TEQ/L)から0.0000023g-TEQを算出した。

# 15) 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設

平成16年の全国1事業所についての測定結果1データ(0.16pg-TEQ/L)から0.000047g-TEQを算出した。

## 16) 下水道終末処理施設

公共用水域に放流している、法の対象となる下水道終末処理施設を有する事業場(216事業場)を対象とした。

これらの事業場は法に基づき、毎年 1 回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量(g-TEQ/年)

= 排水濃度実測値(pg-TEQ/I) × 10<sup>3</sup> × 日排水量(t/日) × 月使用日数(日/月) × 年間稼働月数(月) × 10<sup>-12</sup>

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。

これにより、下水道終末処理施設からの平成16年の年間排出量を、0.355g-TEQと推計した。

#### 17) 共同排水処理施設

工場、事業場の排水を当該事業者以外の者が処理する共同排水処理施設については、当該年度において公共用水域に排水を排出しており法の対象となる共同排水処理施設を有する事業場(27事業場)を対象とした。

これらの事業場は法に基づき、毎年1回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測

定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による 行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出 量を算出した。

当該事業場の年間排出量(g-TEQ/年)

= 排水濃度実測値(pg-TEQ/I) × 10<sup>3</sup> × 日排水量(t/日) × 月使用日数(日/月) × 年間稼働月数(月) × 10<sup>-12</sup>

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。

これにより、共同排水処理施設からの平成16年の年間排出量を、0.214g-TEQと推計した。

#### 18) 最終処分場

平成16年度に最終処分場ごとに測定された排水中のダイオキシン類濃度の平均値、最終処分場の埋立面積、降水量及び雨水の土への浸透率を乗じることにより、排水中のダイオキシン類の年間排出量を推計した。(ただし、一般廃棄物最終処分場については、上記計算方法により都道府県別に年間排出量を推計した後に全国集計しており、産業廃棄物最終処分場については、全国平均値を用いて推計している。)

その結果として、平成16年において調査対象であった一般廃棄物最終処分場(1,719施設)、産業廃棄物最終処分場(763施設)からの排水中のダイオキシン類の年間排出量を一般廃棄物最終処分場:0.008g-TEQ、産業廃棄物最終処分場:0.0095g-TEQ、合計0.018g-TEQと推計した。

# 【資料】

# a) PCDD + PCDF の毒性等価係数

	異性体	WHO-TEF(1998)
	2,3,7,8-TCDD	1
	1,2,3,7,8-PCDD	1
	1,2,3,4,7,8-HCDD	0.1
PCDD	1,2,3,6,7,8-HCDD	0.1
FODD	1,2,3,7,8,9-HCDD	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HCDD	0.01
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	0.0001
	その他	0
	2,3,7,8-TCDF	0.1
	1,2,3,7,8-PCDF	0.05
	2,3,4,7,8-PCDF	0.5
	1,2,3,4,7,8-HCDF	0.1
	1,2,3,6,7,8-HCDF	0.1
PCDF	1,2,3,7,8,9-HCDF	0.1
	2,3,4,6,7,8-HCDF	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HCDF	0.01
	1,2,3,4,7,8,9-HCDF	0.01
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	0.0001
	その他	0

# b) コプラナーPCB の毒性等価係数

異性体		WHO-TEF(1998)
	3,4,4',5-TCB	0.0001
ノンオルト体	3,3',4,4'-TCB	0.0001
(Non-ortho)	3,3',4,4',5-PCB	0.1
	3,3',4,4',5,5'-HCB	0.01
	2',3,4,4',5-PCB	0.0001
	2,3',4,4',5-PCB	0.0001
	2,3,3',4,4'-PCB	0.0001
モノオルト体	2,3,4,4',5-PCB	0.0005
(Mono-ortho)	2,3',4,4',5,5'-HCB	0.00001
	2,3,3',4,4',5-HCB	0.0005
	2,3,3',4,4',5'-HCB	0.0005
	2,3,3',4,4',5,5'-HCB	0.0001